

静岡市電子決裁導入推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、行政事務の適正化、効率化等を目指した電子決裁の導入を総合的に推進するため、静岡市電子決裁導入推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 電子決裁に係る事務改善に関すること。
- (2) 導入する電子決裁の機能に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、委員長が電子決裁の導入を総合的に推進するために必要であると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は総務局次長の職にある者を、副委員長は総務局行政管理課長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長が必要があると認めるときは、電子決裁の導入に関連する主管の職員を委員として加えることができる。この場合において、委員は、委員長が指名する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 第2条各号に掲げる所掌事項について、必要な資料の収集及び整理その他の作業をさせるため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、総務局行政管理課長の職にある者及び別表に掲げる職にある者がそれぞれその所属職員のうちから指名するものをもって組織する。

3 作業部会に部会長を置き、総務局行政管理課総務・総合調整係長の職にある者をもって充てる。

4 部会長は、部会の会議の議長となる。

5 第5条の規定は、作業部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「作業部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び作業部会の庶務は、総務局行政管理課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
総務局人事課長
総務局 I C T 推進課長
財政局財政部財政課長
財政局財政部契約課長
会計室静岡会計課長
会計室清水会計課長